

# 令和8年度

## 青森県小規模介護事業所等 職場環境改善事業費補助金

### 対象事業所

青森県内に事業所を有する**複数の事業者で構成される事業者グループ**

※ 事業者グループには、介護事業所（介護保険法に基づく全サービスが対象）のほかに福祉サービス（障害福祉サービス、児童福祉サービス）を提供する事業所を含めることが可能です。

※ 事業者グループの代表者は、介護事業所を運営する法人



### 対象事業

小規模法人(1法人当たり1事業所のみを運営するような法人等)を1以上含む、複数の法人により構成される**事業者グループが協働し、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図る事業**

### 補助対象経費

**事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する各種取組を実施する際に必要な経費**

※ 詳細は裏面に記載しています。

### 補助率

**4/5**

○基準額は事業者グループを構成する法人数1につき **120万円**

※ 訪問介護事業所を運営する法人は **150万円**

○構成する法人数に制限はないですが 1グループあたり最大1,200万円が上限です。

### 申請受付期間

**令和8年7月15日(水)～同年8月31日(月)【必着】**

下記担当あて**メール**によりご提出ください。

### 事業実施期間

**交付決定日から令和9年2月1日(月)まで**

※ 上記期間内に、職場環境改善の取組から支払まで完了する必要があります。

補助要件、様式等の詳細については、下記 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-collaboration.html>

県ホームページ「青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金」

【担当】青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ

メール: [kaigo\\_todokede@pref.aomori.lg.jp](mailto:kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp)



県 HP の QR コード

# 補助対象経費

- ・合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信
- ・共同送迎の実施に向けた調査等
- ・共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組
- ・合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成
- ・人事管理や給与制度、福祉厚生等のシステム・制度の共通化
- ・加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化
- ・各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等
- ・協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備  
(通信費は対象外)
- ・協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備  
(事業所車両の購入費は対象外)
- ・経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援
- ・その他本事業の目的を達成するため、県が必要と認める取組

共同発注により  
購入した消耗品や備品等  
の品代は**補助対象外**

ご不明な点等ありましたら担当あて  
**メール**によりお問合せください。